

## 黒部市観光振興計画策定委員会設置要綱

### (設置趣旨)

第1条 黒部市の観光振興における現状・課題を踏まえて、基本戦略と実践戦術を明らかにし、黒部市観光振興計画を策定するため、黒部市観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は観光振興計画策定に関し必要事項を検討し、市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 観光振興団体の代表
- (3) 商工業振興団体の代表
- (4) まちづくり市民団体の代表
- (5) その他市長が選任した者

### (委員会)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員会で選任する。
- 3 委員長は委員会を総理する。
- 4 委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

### (ワーキンググループ)

第5条 委員会にはワーキンググループを設置することができる。

### (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長を務める。

### (関係者の出席)

第7条 委員会は必要ある場合、関係者に対し出席及び説明を求めることができる。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、黒部市産業経済部商工観光課に置く。

### (その他)

第9条 その他必要な事項については委員会で定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年10月4日から施行する。